伊豆の国市創業等支援事業費補助金交付要綱

制定 平成29年9月14日告示第144号 改正 平成30年6月20日告示第102号 令和2年3月23日告示第38号 令和2年6月26日告示第109号 令和4年3月11日告示第39号 令和5年3月30日告示第51号

第1 趣旨

市長は、創業又は事業承継(以下「創業等」という。)した者で、地域経済の活性 化及び市内の働く場の増加に寄与すると認められるものに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆の国市補助金等交付規則(平成17年伊豆の国市規則第33号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の(1)から(4)に掲げる用語の意義は、当該(1)から(4)に定める ところによる。

- (1) 創業 次のいずれかに該当することをいう。
 - ア 事業を営んだことのない個人が新たに事業所を市内に設置し、自ら事業を 開始すること。
 - イ 事業を営んだことのない個人が会社を設立し、当該設立された会社が新たな 事業所を市内に設置し事業を開始すること。
 - ウ 自らの事業所を設置しておらず業務委託契約のみにより事業を営んでいる個 人事業主が、新たに事業所を市内に設置し、業務委託契約によらない事業を開 始すること。
- (2) 事業承継 事業を営んだことのない個人が事業又は会社を引き継ぐこと。
- ③ 事業所 事業の用に供する事務所、店舗、工場等(仮設又は臨時のものその他 その設置が恒常的でないものを除く。)をいう。
- (4) 会社 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

第3 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる 要件の全てに該当する者とする。

- (1) 伊豆の国市創業支援等事業計画に記載されている「伊豆の国創業塾」を修了していること。
- (2) 交付申請書の受付日の前1年以内に創業等している又は実績報告書の提出日までに創業等すること。
- (3) 市町村税の滞納がないこと。
- (4) 当該補助金を受けたことがないこと。
- 2 第3の1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。
 - (1) 伊豆の国市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条に規定する暴力団員、 暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
 - (2) 次のいずれかに該当する事業を営む者
 - ア フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
 - イ 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認 められる事業
 - ウ その他市長が不適当と認める事業

第4 補助の対象及び補助率(額)

(1) 補助の対象

別表のとおりとする。ただし、他の補助金等を受けた補助対象経費は対象としない。

(2) 補助率 (額)

補助対象経費(消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第4項の規定による 届出をした者にあっては、消費税額を除いた額)の合計額に2分の1を乗じて得 た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 ただし、50万円を限度とする。

第5 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書(様式第1号)
 - イ 誓約書兼同意書(様式第2号)
 - ウ 事業計画書(様式第3号)
 - 工 収支予算書(様式第4号)
 - オ 既に創業等している場合にあっては、次に掲げる書類

- (ア) 税務署の受付印のある開業届出書の写し(第2(1)アの場合に限る。)
- (4) 税務署の受付印のある法人設立届出書その他会社の設立年月日が確認できる書類の写し(第2(1)イの場合に限る。)
- (f) 新たに事業所を設置し業務委託契約によらない事業を開始した日がわかる 書類(第2(1)ウの場合に限る。)
- (五) 税務署の受付印のある開業届出書又は会社の代表変更を確認できる公的な書類の写し(第2(2)の場合に限る。)
- (#) 事業所の営業許可証の写し(許認可を必要とする業種の場合に限る。)
- (制) 事業所の代表者又は従業員の資格取得証明の写し(資格が必要な業種の場合に限る。)
- カ 補助対象者が住民登録している市町村税の完納証明書(転入の場合は申請 時点で取得可能な直近のものとする。)
- キ 業務委託契約書の写し (第2(1)ウの場合に限る。)
- ク 補助対象経費の内容を確認することができる書類
- ケ その他市長が必要と認める書類
- (2) 提出期限 別に定める日まで

第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 創業等をする事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助対象経費の額の20パーセントを超える変更をする場合
 - ウ 創業等を中止しようとする場合
- (2) 補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間(同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間)内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 市長の承認を受けて(2)の財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

- (4) 補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。この場合において、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で(2)に規定する処分制限期間を経過しないものにあっては、財産管理台帳その他関係書類を整理し、保管しなければならないこと。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (6) 交付申請書の受付日が属する年度の翌年度の末日までに様式第5号による創業等支援事業費補助金状況報告書を市長に提出すること。
- (7) 交付確定日から起算して1年以上市内において当該事業を継続すること。ただし、市長が認める特別な事情により創業等支援事業費補助金状況報告書を市長に提出している場合は、この限りでない。

第7 変更の承認申請書

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 変更承認申請書(様式第6号)
 - イ 変更事業計画書(様式第3号)
 - ウ 変更収支予算書(様式第4号)
 - エ その他市長が必要と認める書類
- ② 提出期限 別に定める日まで

第8 実績報告書

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書(様式第7号)
 - イ 収支決算書(様式第4号)
 - ウ 契約書及び補助対象経費に係る支払をしたことを証する書類の写し
 - エ 補助対象経費により購入、整備等をした設備、備品、物品の写真
 - オ 第5オの書類(交付申請時に提出していない場合に限る。)
 - カ その他市長が必要と認める書類
- (2) 提出期限

創業等に要する経費の支払完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金

の交付の決定のあった日の属する翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

(i) 提出書類 1部 請求書(様式第8号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第10 補助金の返還

偽りその他不正な行為により補助金を受けた者があるときは、その者に対し、補助額の全部又は一部を返還させることができる。

第11 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る 消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)があ る場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地 方税法(昭和 25 年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額 との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をい う。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請を すること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明 らかでない場合は、この限りでない。

② 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

③ 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(⑴又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第9号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

第 12 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表

	(1)	事業の用に供する	建物の購入費
	(2)	事業所の増改築又	は改修に要する経費(設備を設置するものを含む。)
補助	(3)	備品(単価が税抜	1万円以上のもので、車両は除く。)の購入費
対	(4)	広告宣伝費	
象経費	(5)	法人設立時の登記	に要する経費 (登録免許税及び印紙税を除く。)
質	(6)	業務に必要なシス	テム経費(ソフトウェア、開発用ライセンス等)
	(7)	その他市長が創業	等の経費として適当と認めるもの
補	(1)	事業所の家賃	補助金交付決定日が属する月以後6月分の家賃(対
助			象の物件が住居を兼ねていないものに限る。ただ
対象			し、住居を併用する建物であっても、明らかに住居
経 費			部分と事業所部分を区別できる場合は、事業所部分
象経費に条件を設			のみを補助の対象とする。)
件を	(2)	リース費用	補助金交付決定日が属する月以後6月分のリース費
設 け			用
るも			
0			

様式第1号(用紙 日本産業規格A4縦型)

創業等支援事業費補助金交付申請書

年	月	Е

伊豆の国市長 宛

住 所名 称代表者電話番号 ()

円

伊豆の国市創業等支援事業費補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添え て次のとおり補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請
 - (1) 金 額
 - (2) 交付申請額の内訳

補助対象経費①	①×1/2 ②	交付申請額
	※100円未満切捨て	(②と 50 万円のいずれか小さい額)
円	円	円

(3) 開業日(予定日)

年 月 日

- (4) 創業又は事業承継 所在(予定)地
- (5) 伊豆の国創業塾の受講状況

年度修了

誓約書兼同意書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所

名 称

代表者

(署名又は記名押印、法人の場合は記名押印)

私は、伊豆の国市創業等支援事業費補助金の申請に当たり、地域経済の活性化 及び市内の働く場の増加に寄与するとともに、次の事項について誓約及び同意しま す。

なお、誓約及び同意の内容に偽りがあった場合は、伊豆の国市創業等支援事業 費補助金の支給決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

【補助対象要件に係る誓約】※該当する項目の□に✔を入れてください。

	\Box 1	次のい	ずれ	かに	該当	しま	す
--	----------	-----	----	----	----	----	---

- (1) 現在まで事業を経営したことがありません。
- (2) 事業を経営して1年以内です。
- (3) 業務委託契約により事業を営んでいる個人事業主で業務委託契約によらない事業を開始します。
- □2 実績報告までに市内に事業所を設置します。
- □3 伊豆の国市創業支援等事業計画に記載されている「伊豆の国創業塾」を修了しています。
- □4 市町村税の滞納はありません。
- □5 当該補助金を受けたことはありません。
- □ 6 補助対象経費について、他で補助された経費はありません。

【暴力団の排除に係る誓約】※該当する項目の□に✔を入れてください。

- □1 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団 (伊豆の国市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。 以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- □ 2 1 (1)から (7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の 団体又は個人ではありません。

様式第3号(用紙 日本産業規格A4縦型)

事業計画書 (変更事業計画書)

1 事業の概要

創業等年月日		年	月	日	(予	分定)	営業日 (予定)			
事業所名							営業時間(予定)			
事業所住所			事 类記形能	□賃賃	Ì	自己所有				
事業所電話番号							事業所形態	他()
主たる業種							事業形態	□個丿		
資本金(法人のみ)		円		争未必忠	□法ノ					
事業に要する 許							□取得済		丰	月取得見込
認可、免許等							□取得済		丰	月取得見込
	\triangle						役員			人
従業員数	人	内訳	従業員			人				
	計		パート・アルバイト			人				

2 取扱商品・サービス

取扱商品・サービスの内容	
販売方法	
取引先·取引関係者 (仕入先、販売先等)	

3 事業計画(事業の見通し)

実施時期	1年目	2年目	3年目
従業員数	人	人	人
売上目標	円	円	円
具体的な実施内容			

※金融機関等に提出する創業計画書を本書類に代えて提出することができる。

様式第4号(用紙 日本産業規格A4縦型)

収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)

1 収入の部

	予算額		比	較	
区 分	(変更予算額)	(予算額)	増	△減	備 考
	(決算額)		堉	△似	
	円	円	円	円	
슴 計					

2 支出の部

	予算額		比	較	
区 分	(変更予算額)	(予算額)	増	△減	算出基礎
	(決算額)		垣	△卯	
	円	円	円	円	
슴 計					

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所名 称代表者電話番号 ()

伊豆の国市創業等支援事業費補助金状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた伊豆の国市創業等 支援事業費補助金対象に係る事業について、下記のとおり状況報告いたします。 記

事業の状況	□事業を継続している	
ず未りが仏	□その他()

【添付書類】

税務署に提出した最新の確定申告書類の写し

(個人) 白色申告の場合:確定申告書別表一

青色申告の場合:確定申告書別表一及び所得税青色申告決算書の写し

(法人)確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の写し

※確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印されていること。

(e-tax による申告の場合は、「受信通知 (メール詳細)」を添付する等、申請がされたことが確認できるもの。)

様式第6号(用紙 日本産業規格A4縦型)

創業築支援事業	*	T変更承認申請書	
剧来可入120岁月	きほ 佃奶並 日世	没 欠 牙 恥 中 明 盲	

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所名 称代表者電話番号 ()

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた伊豆の国 市創業等支援事業費補助金の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関 係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更内容
- 3 変更に係る説明書類

様式第7号(用紙 日本産業規格A4縦型)

創業等支援事業費補助金実績報告書

年	月	В

伊豆の国市長 宛

住 所 名 称 代表者 電話番号 ()

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた創業等に要する経費の支払が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 創業等に要した経費等

経費 円 (交付決定額 円)

2 開業日

年 月 日

3 創業又は事業承継 所在地

様式第8号(用紙 日本産業規格A4縦型)

請 求 書

<u>金</u> 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定を受けた 伊豆の国市創業等支援事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住 所

名 称

代表者

EI

振込先口座 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人 (カナ)

様式第9号(用紙 日本産業規格A4縦型)

消費税仕入控除税額等報告書

年	月	日

伊豆の国市長 宛

住 所

名 称

代表者

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた伊豆の 国市創業等支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のと おり報告します。

円 1 補助金の確定額 金 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 円 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円 4 補助金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額) 円

金